



アラブ首長国連邦：
COVID-19 に対する UAE 当局による新
たな措置
(2020 年 4 月 26 日時点)

※ 本書は、2020年4月26日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書はAfridi & Angell Legal Consultantsのチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです(原典: http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=456)。

以下では、2020年4月19日以降の進展と、様々なUAE機関によって実施されてきた主な対策の概要について、2020年4月25日(土)午後6時現在の状況を掲載する。

ドバイにおけるロックダウン及び移動制限緩和の第一段階

最高危機・災害管理委員会は、2020年4月24日(金)にドバイでの移動制限の一部緩和を発表した。

ドバイでは、互いに2メートルの距離を確保することやマスクの着用を含む感染予防措置が義務付けられている。マスクを着用していない場合は、AED1,000の罰金が科せられる。

A. 人々の移動

- ・ 許可証なしで、午前6時から午後10時の間は外出できるようになる。
- ・ 居住地域を離れないことを条件に、室外での運動が認められる。一度につき1~2時間、ウォーキング、ランニング、サイクリングなどを行うことができる。同時に運動できるのは最大3人まで。
- ・ 一親等、二親等の親族との面会が認められている。但し、一度に集まるのは5人以下に制限される。また、リスクの高い相手(60歳以上や基礎疾患がある者)を訪問することは避けるべきとされる。公共の場や私的な場で集まることは禁止されている。
- ・ ラマダンのテント及びマジリスは、自宅や公共の場では使用できない。

B. ショッピングモール、商店

- ・ ショッピングモール、マーケット、アウトレットは、毎日午後12時から午後10時まで営業される。また、ショッピングモール内のレストランや店舗は、通常の最大30%の客数に限定して営業することが認められている。
- ・ モール及び小売店は、混雑や密集を避けるため、催し物を開くことはできない。
- ・ モール、レストランでのバレットパーキングは一切行わない。ショッピングモールでの駐車は1時間まで無料となる。
- ・ モール内の混雑を減らすため、駐車場は25%のみ開放される。モールを訪れることは、絶対的に必要な時に限るべきである。

C. レストラン・カフェ

- ・ レストラン及びカフェは通常営業が許可されているが、シーシャやビュッフェの提供は許可されない。また、店内での飲食は許されるが、店内収容人数の最大30%までとされている。

D. 公共交通機関

- ・ ドバイメトロを含む公共交通機関は2020年4月26日(日)から運行再開し、通常の料金システムが再導入される。
- ・ レッドラインとグリーンラインは、午前7時から午後11時まで運行される。
- ・ メトロ、タクシー、バス並びに駅構内のすべての乗客と職員は、物理的距離やマスクの着用を含め、感染予防措置を厳守すべきである。
- ・ 1台のタクシーにつき、乗客は2名までに限られる。
- ・ 水上交通、トラム、リムジンバス、カーシェアリングサービスは引き続き運行休止となる。

E. 企業・機関のオフィス

- ・ 組織全体の最大30%まではオフィスでの勤務が認められるが、残りの従業員は在宅勤務が求められる。
- ・ オフィスでの会議は、絶対に必要な場合のみに限るべきである。出席者は5人を超えるべきではなく、互いに2メートルの物理的距離を保つべきである。
- ・ 職場では日々の衛生管理が義務付けられており、従業員及び訪問者には、常に消毒剤を提供する必要がある。また、すべての人にマスク着用が義務付けられている。

F. アブダビ内での活動再開ガイドライン

- ・ アブダビ経済開発局は、2020年4月22日、アブダビ内のモール及びショッピングセンターの営業再開のためのガイドラインと予防措置に関する2020年通達第26号を発行した。ガイドラインの内容は、開店時間が午後12時から午後9時までという点を除き、ドバイのショッピングモールの場合と同様である。

経済支援措置

A. ドバイ世界貿易センター(DWTCA)は、財政的な持続可能性と事業の継続性を支援するため、COVID-19に対する措置を公表している。

2020年4月22日、DWTCAは、COVID-19の流行期間中、DWTCA所属企業が固定運営費と流動資産をより良く管理することを支援するため、一連の措置を発表した。これらの措置には、以下のものが含まれる。

1. ミーティングインセンティブカンファレンス・展示事業

- a. 企画者側: キャンセル料/日程変更料なし。支払いの遅延に対する罰則なし。2021年分の貸方としての前払い費用の繰り越しを認める。
- b. 出展者側(DWTC 運営の展示会): 中止されたイベント及び予定されているが実行不可能なイベントにおいて、全額返金が認められる。

2. 小売店

義務的なロックダウン規制(政府による強制中止や一時的な施設閉鎖など)により影響を受けている、ドバイ国際会議・博覧会センター及びワン・セントラルにおける小売店は、最長6ヶ月(2020年4月1日-2020年9月30日の間)基本賃料が無料になる。

3. 中小企業・スタートアップテナント

DWTCA商業テナントの場合、最長3ヶ月(2020年4月1日-2020年6月30日の間)の基本賃料支払猶予が適用される。

4. フリーゾーン事業(2020年4月から6月までの3ヶ月間有効)

- ・ カテゴリー別のすべての事業登録・ライセンス(新規・更新)の年間費用70%の払い戻し
- ・ 一般トレードライセンスと登録の年間費用50%の払い戻し
- ・ すべてのビザの新規、移転、更新手続き時の手数料0%

B. ドバイ・シリコン・オアシス・オーソリティ(DSOA)の景気刺激策

DSOAは2020年4月19日、当局が所有する建物を占有する会社、商業テナント、居住者に対して、免除、報奨及び柔軟な支払計画を実施すると発表した。

1. 住宅事業

- a. リースの残存期間中、支払計画に基づいた最長2ヶ月の賃料支払期限延長
- b. 2020年8月31日までの遅延金免除

- c. 既存及び新規入居者の月次賃料支払計画
- d. 更新料の最大 10%割引
- e. 年間賃料が期日通りに一括で支払われる場合、アパートは AED2,000、ヴィラは AED5,000 の追加割引

2. 小売業

- a. 閉店による影響を受けた飲食店・店舗・スポーツジムにおいて、営業再開までの間の賃料免除(2020年3月15日以降分)
- b. 賃料の3ヶ月間の支払期限延長
- c. 2020年8月31日までの延滞金の免除
- d. 販売手数料の25%削減
- e. 既存及び新規小売業者の更新料の最大10%割引
- f. 期日通りに一括で支払われる場合、年間賃料の5%の追加割引
- g. 柔軟な支払計画の提供

3. 会社

- a. 賃料の3ヶ月間の支払期限延長
- b. 2020年8月31日までの延滞金の免除
- c. 新規企業に対する2020年5月末までの猶予期間延長
- d. 既存及び新規企業の更新料の最大10%割引
- e. 期日通りに一括で支払われる場合、年間賃料の5%の追加割引
- f. 柔軟な支払計画の提供

4. ドバイテクノロジー起業家キャンパス

- a. 賃料の3ヶ月間の支払期限延長
- b. 2020年8月31日までの延滞金の免除
- c. フレキシデスク及び固定デスクテナントは最大6回の分割払で賃料を支払可能
- d. 期日通りに一括で支払われる場合、年間賃料の5%の追加割引

C. 対象経済支援制度(TESS)の実施要領

UAE中央銀行(CBUAE)は、2020年4月19日、TESSに関連する規則及びガイドラインを発表した。以下は本ガイドラインの一部である。

- ・ 銀行は、COVID-19により事業活動に影響を受ける個人、法人及び中小企業からの申請により多く対応することが求められる。
- ・ 銀行は健全な貸付基準を維持し、すべての顧客を公正に扱うことが求められる。
- ・ 2020年末までのTESSの有効期間中、銀行は、COVID-19の影響を受ける顧客/個人/中小企業その他の民間企業に対する貸付金の利息や元本の支払を延期することが求められる。

また、TESSには、CBUAEが、銀行を通じて延期申請を希望する有資格顧客に提供するAED500億の流動性支援策が含まれている。

- ・ CBUAEは、銀行が顧客を反マネーロンダリングのリスクが高いと特定しない限り、銀行に対し、口座開設期間を中小企業向けに最長2日間に迅速化するよう義務付けている。
- ・ 銀行は、中小企業の顧客に対し、最低口座残高AED10,000超を要求することは許されないものとする。この措置は、銀行の顧客に経済的救済を提供し、UAE内での事業継続を容易にすることを目的としている。
- ・ CBUAEがとった措置には、不動産の手頃さを高めるために、頭金の必要最小額を減らすことが含まれる。

D. 経済省によるサービス料の軽減

2020年閣議決議第20号によれば、2020年4月21日、経済省は、費用を17%から98%削減したサービスのリストをウェブサイト上に公表した。

省庁のウェブサイトにも全文掲載されている最新のリストは、[こちら](#)。

裁判所の運営

A. ドバイ裁判所

ドバイ裁判所は、2020年4月19日に発効した遠隔訴訟手続及び裁判所業務の継続に関する2020年決議第33号(以下「本決議」という。)を発表した。裁判所サービスの利用を希望する弁護士や顧客は、ドバイ裁判所局の電子システムを使用し、スマートアプリケーションシステムにログインするものとする。また、個人は「Al Salifa」というシステムに、認証されたユーザーアカウントで登録する。

以下は、本決議に基づく各種法的事項について概略を述べたものである。

事項	手続
訴訟、請求、和解の申立て	すべての訴訟提起や和解は、アウトソーシングオフィス、法律事務所又は裁判所のe-システムを通じて遠隔で申し立てなければならない。
家庭指導と離婚証明	家庭指導事件や離婚証明は遠隔にて申し立て、成立する。家事相談員は、期日と時間や各当事者が作成する書類、訴訟手続に従った行為などを含めて、当事者にWhatsApp上でメッセージを送るものとする。 期日には、家事相談員が原告、被告及び通訳(該当する場合)とともに、オフィスの電話又は携帯電話を使用して電話会議を行う。
婚姻契約、証明、認証	婚姻契約は、遠隔通信技術を利用して当事者との契約処理が可能な法的婚姻担当官によって処理されるものとし、当事者の立会い又はオンラインであるかを問わない。 法的証明及び認証は、遠隔にて申し立て費用を納付するものとする。認証担当官は、当事者と証人とのやりとりを通じて、本人確認及びすべての必要書類の記入確認を行い、その後証明書を発行する。証明書は電子メールにて申請者に送付される。
当事者の召喚及び詳細	裁判の召喚状は、訴訟提起時、判決又は執行証書通知時のいずれにおいても、すべてSMS、電子メール又はその他の電子的手段によって送達される。
遠隔事件管理	事件部門は、すべての事件の手続について、ビデオ又は音声通信技術を用いて遠隔的にフォローアップしなければならない。ビデオ又は音声通信技術には、遠隔での出廷、文書交換及び必要な決定の発出が含まれる。出廷及び審理は、議事録に記録されるものとする。
遠隔事件審議	遠隔通信技術は、第一審裁判所、上訴裁判所及び破産院のすべての審理、文書交換、証人尋問、評議、判決・裁定の通達に利用される。 審判の傍聴や審理については、議事録に記録される。また、訴訟当事者が何らかの理由で遠隔での審理を欠席する場合、訴訟は延期されなければならない。専門官が起用された場合も同様である。なお、訴訟当事者の権利を守るため、訴訟当事者が電子的方法で審理に出席できない場合でも、訴訟は却下されない。

遠隔専門知識	<p>専門官の任命命令又は決定は、管轄裁判所から弁護士、専門官及び通訳担当部署へ電子的に送付される。報酬に関しては、ドバイ裁判所のウェブサイトにある電子決済ポータルを通じて遠隔で支払われる。電子システムを介して、弁護士、専門官及び通訳担当部署が専門官を指定する。その後、専門官が任命を受領し、ケースファイルを電子的に確認する。会議が必要な場合は、当事者全員にリンクを送り、日時を指定して遠隔で開催される。また、専門官は、電子システムを通じて、管轄裁判所に要請や報告書を送ることができ、その後、報酬の支払依頼書を提出することとなる。</p>
判決の締結及び執行	<p>すべての申請、訴訟及び執行は遠隔で行わなければならない。弁護士事務所を介する場合は電子事件処理システム(AI Salifa)を通じて行い、訴訟当事者自身が申し立てる場合はスマートログインシステム(スマートアプリケーション)を通じて行う。事件や執行の申立ては遠隔で検討される。警察署や刑務所に収容されている者はビデオ通話で取調べを受けることになる。また、支払督促金額の分納や指名手配の許可申請、執行事件における差押え又はその取消申立てに関しても、渡航禁止及び解禁の決定とともに、ドバイ警察のCHQとの直接的な連携を通じて遠隔で行われる。</p> <p>執行費用は電子支払サービスの(Idhafa)オンラインポータルを通じて、判決債権者の口座に遠隔で預託される。また、育児時間や面会命令は、裁判所又は管轄機関のビデオコミュニケーションプログラムを使用して、オンライン面会のみで執り行われる。</p>
刑事事件	<p>すべての刑事事件及び身柄拘束は、遠隔通信技術を使用して審議され、期間が延長される。また、被告人の弁護士は、依頼者とともに遠隔通信技術を介して出廷することができる。被告が外国人でアラビア語が流暢でない場合は、裁判所は遠隔通訳室を通じて通訳者による援助を求める。また、裁判所は、刑事事件の遠隔的な審議や身柄拘束延長に関しては、検察及び勾留場所との連携をとる。</p>

B. アブダビ第一審裁判所

2020年4月7日付のニューズレターで報告した、COVID-19期間中の司法手続の継続性に関する2020年通達第7号に加え、アブダビ司法庁は、2020年4月22日、アブダビ第一審裁判所が視聴覚技術を通じて遠隔訴訟制度を強化し、すべての民事、人事、賃貸借、緊急の訴訟、遺産相続を含めることを発表した。

C. DIFC裁判所

DIFC裁判所は、2020年4月23日、登録所のオフィスでの物理的な業務再開は、当初の予定である2020年4月26日には行わないとする通知を出した。DIFC裁判所は、過去5週間にわたり、電話会議又は可能であればテレビ会議を介して、全体の約90%の審理が行われており、ほぼ通常どおりの業務が行われていると報告した。

残りの10%は、証人の宣誓などの技術的な問題で延期せざるを得なかった審理で、登録所がDIFC裁判所のオフィスでの業務を再開した後、最初の週にリスト化される。

この通知には、様々な相談事項に関する問い合わせ先として、以下のとおり連絡先の詳細が記載されている。緊急の問合せ及び申立てについては、まず、午前8時から午後4時までの間に登録所代表電話宛(+971 4 427 3333)に連絡することによって対処されるものとする。

相談事項	連絡先
少額訴訟関連の問合せ	sct@difccourts.ae
事件関連の問合せ	registry@difccourts.ae

一般的な相談事項	enquiries@difccourts.ae
実務者登録関連の問合せ	registration@difccourts.ae
検認関連の問合せ	probate@difccourts.ae
テレビ会議、事件管理システム(eRegistry)、e-bundling関連の問合せ	ITHelpdesk@difccourts.ae
偶数番号の少額訴訟(SCT)事件	Ms. Hayley Norton SCT事件担当官 Mobile: +971 56 656 5823
奇数番号の少額訴訟(SCT)及びENF事件	Ms. Mooza Al Ali SCT事件担当官 Mobile : +971 56 5344 531。
奇数番号のCFI、ARB、TCD及び上訴裁判(CA)事件	Ms. Maitha Al Shehhi 事件担当官 Mobile: + 971 54 583 1223
偶数番号のCFI、ARB、TCD、上訴裁判(CA)及びENF事件	Ms. Alia Al Obeidli 事件担当官 Mobile: +971 56 500 3184
すべての検認(PRB)事件	Ms. Maitha Al Shehhi 事件担当官 Mobile: + 971 54 583 1223
当番登録官(緊急の申請及び問合せ用)	Ms. Nour Hineidi 副登録官 Mobile: +971 56 398 9583 E-mail: nour.hineidi@difccourts.ae (cc: registry@difccourts.ae)

物流・技術

A. TraceCovid

アブダビ保健省は最近、TraceCovidという革新的なモバイルアプリを導入した。本アプリは、UAE 内のすべての者が、Android 又は iOS 端末かつBluetooth 対応のスマートフォンを使用して、ダウンロード及びインストールすることができる。アプリを通じて感染者の濃厚接触者を特定することができ、保健当局による接触者の追跡が迅速に開始され、結果的にCOVID-19の感染拡大抑制につながる。

アプリを機能させるには、インストール及びスマートフォンBluetoothを常時オンにしておくという2つのステップのみが必要で、Bluetoothの信号によって同一のアプリがインストールされた他のデバイスを検知・識別する。

(スマートフォンにアプリをインストールし起動させている)複数のアプリユーザーが近くにいる場合、アプリ上で Secure Tracing Identifier (STI) と呼ばれる独自のコードが交換される。これはユーザーによる操作を必要とせず自動的に行われる。STIは各スマートフォン上に自動的にかつローカルに(つまり、サーバー上ではなく)保存される。ユーザーがCOVID-19に感染した場合、通常のプロセスと同様、医療センターに連絡しなければならず、医療センターは、感染したユーザーについて保健当局に報告することとなる。そして、保健当局は感染したユーザーにアクセスを要請し、ユーザーの「TraceCovidデータ」(すなわちSTIのリスト)をアップロードするために連絡を取る。これはユーザーの同意を求めた上で行われ、その後、保健当局の接触調査員は、COVID-19患者と接触又は近接していたすべてのユーザーのSTIを入手することとなる。

STIの共有リストは、COVID-19患者の近くにいたすべての人々の追跡、身元確認、連絡、医療指導を開始するための適切な出発点となるものである。

本アプリは、ユーザー同士が知り合いであるか否かに関わらず機能することにより、COVID-19感染拡大抑制に向けた安全なコミュニティの接触者追跡のため、効果的なアプリであるといえる。

B. DP Worldのオンラインロジスティクスツール

DP Worldは、世界中の海上、陸上、航空輸送を対象とした最新のオンラインロジスティクスツール及びサービスを開始した。プラットフォームの接続されたエコシステムにより、貨物運送業者やあらゆる事業者が、海上、陸上、航空輸送のあらゆる組み合わせにおいても、世界全域で貨物の出荷予約が可能となる。DP Worldは、企業がCOVID-19の危機に対応し、重要な食糧や医療物資を含む貿易の流れの維持を支援するため、以前より計画されていたプラットフォームの導入を促進した。

ビザ関連

DIFC在留ビザの有効期限延長

連邦アイデンティティ・市民権庁が最近発表した、2020年12月31日までの在留ビザ有効期限延長に関する声明に沿い、DIFC当局は、DIFC在留ビザに関する以下の措置及び指針を公表した。

- すべての従業員とその扶養家族(UAE内外を問わず)及び2020年3月1日以降にビザの有効期限が切れるUAE国内のすべての者は、2020年12月31日まで入国許可の有効期限が延長される。
- ビザ更新の申請を希望する雇用主は、DIFCポータルで申請することができる。ビザは更新日から3年後まで有効となり、医療適性検査は不要となる。ビザが期限切れで、延長の対象となりUAE出国の必要がある者は、出国前にビザの更新手続きが必要である。
- 現在の渡航制限でUAEを出国できずビザ取消となった従業員は、出国時に空港でオーバーステイの罰金を免除してもらうことができる。
- ビザが取り消され、又は現在新しい雇用主との新規ビザ取得の過程にある訪問ビザを持つ従業員は、罰金を免れるため、猶予期間内にステータス変更を完了しなければならない。罰金はこのカテゴリーでも適用される。
- エスタブリッシュメントカードは期日通りに更新する必要がある、カードの更新が遅れた場合には延滞金が適用される。各事業団体は、エスタブリッシュメントカードの更新を申請することができるように、DIFCライセンスが更新されていることを確認する必要がある。遅延に対する違約金は各月AED100である。
- 2020年3月1日以降にUAE外で6ヶ月滞在中の者(有効なビザを有する)の在留ビザは、2020年12月31日まで無効とならない。
- ビザが取り消され、UAE滞在中に新規ビザを申請する者(オーバーステイの罰金が課せられない場合)は、医療適性検査を受けずにビザ手続きの完了が許可される。但し、この場合ビザは1年間のみ有効となるため、3年間有効なビザの取得には、やはり医療適性検査の受診が必要になる。
- 連邦アイデンティティ・市民権庁は、電子ビザスタンプの発行を開始しており、ビザ手続きが完了した時にサービスリクエストドキュメントリストの下で利用可能となる。

VAT関連事項

VAT申告書の提出期限の2020年5月28日までの延長

2020年4月21日、連邦税務当局は、2020年3月31日に終了した課税期間について例外的に通達を発令し、

2020年5月28日までにVATの申告書を提出し、納付するという代替期限を設けた。

この例外的な通達は、2020年3月31日に終了した課税期間のVAT申告に限り、月次及び四半期ごとの課税期間に適用されるものであり、申告期限及び納付すべき税金の清算期限が2020年4月に到来しないその他課税期間には影響しない。

